

昨年の 9 月県議会に提出し、継続審議となっております、平成 25 年議第 141 号「滋賀県流域治水の推進に関する条例案」について説明申し上げます。

この条例案については、「豪雨災害から県民の皆さんの命と財産を守り、将来にわたって安心して、安全に、滋賀県に住み続けていただきたい」との強い思いから、9 月県議会に提案させていただきました。

9 月県議会では、本条例案については、議員の皆様から主に 3 点のご指摘をいただきました。1 つ目は、「住民や地元への説明が不十分であること」、2 つ目は、「住民への罰則規定が問題であること」、3 つ目は、「具体的な河川整備計画を作ること」であり、これら 3 点を主な理由として、継続審議となったところです。

9 月県議会以降、これらのご指摘をいただいた事項について、執行部一丸となって、対処してまいりました。特に関係する住民の皆さんへの説明につきましては、昨年 10 月以降、浸水の危険性の高い区域に関係する 37 の自治会の皆さんを対象に、19 の会場で説明会を開催させていただき、そのうち 8 つの会場には、私も出席させていただきました。

5 地区においては、再度説明して欲しいとのご要望をいただき、1 月に近江八幡市の 3 地区で 2 回目の説明会を行い、私も出席させていただきました。

残る 2 地区である長浜市虎姫地区と竜王町弓削地区については、最終的な条例案がまとまった段階で説明して欲しいとのことでありま

す。

一方で、9 月県議会の開会直前、まさに、この条例案の議会への提

案準備をしていた、昨年 9 月 15 日から 16 日にかけて本県に襲来した台風 18 号は、戦後最大級の豪雨をもたらし、県内各地で甚大な被害が発生しました。

過去 50 年近く、大きな水害を幸いにも経験してこなかった本県では、県民の皆さんの水害への社会的関心がともすれば低下してきておりましたが、今回の大水害を経験して、水害に対する県民意識は大きく高まることとなりました。

特に、実際にこの台風で浸水被害を受けた地域や、「地先の安全度マップ」で水害リスクが高いことが明らかとなった地域の住民の皆さんからは、河川整備の推進に対する切実な意見が多く寄せられました。

同時に、県民の皆さんが、滋賀県においても河川整備水準を超えるような豪雨が起こりうることを実感し、まさかの時に備えて確実な避難場所を確保することの重要性も認識していただきました。

このような情勢を踏まえ、11 月県議会では、「条例案に対する関係住民の理解がまだ十分ではなく、更なる説明が必要」との理由で、再度、継続審議となりました。

11 月県議会以降、再度の説明を要望される地区に対して、改めて丁寧な説明を行い、意見交換をして、理解を深めていただきました。

つきましては、9 月県議会以降の、県議会でのご議論と、台風 18 号災害に伴う水害への県民意識の高まり、その後の関係地域での説明会における住民意見という 3 点を踏まえて、「平成 25 年議第 141 号滋賀県流域治水の推進に関する条例案」については、一部修正をして、改めて提案するため、撤回させていただきたいと考えております。議員各位のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。